

第1回長久手市下水道事業検討委員会議事録

令和3年9月21日(火)午後2時～3時40分

長久手浄化センター 会議室

出席委員:豊橋技術科学大学 浅野純一郎

愛知工業大学 丸山恭司

中京大学 齊藤由里恵

公募市民 吉田昌徳

自治会連合会 新宅巧

長久手商工会 川本達志

長久手市社会福祉協議会 山下幸信

事務局:建設部長

建設部次長

下水道課長

下水道課長補佐

下水道課工務係長

下水道課経営係長

下水道課主任

記録員

傍聴者:0人

1 あいさつ

議事に先立ち、建設部長から挨拶。続いて事務局職員自己紹介。

2 会長の選出

委員:浅野委員を推薦

→賛成多数により浅野委員を会長に選出

3 副会長の指名

会長:丸山委員を副会長に指名

4 長久手市下水道事業の概要

事務局:「長久手市下水道事業の概要」についての説明

質疑:なし

5 議題

(1)令和元年度下水道事業の決算

事務局:「令和元年度下水道事業の決算説明」についての説明

【質疑発言要旨】

委員:これだけ税金が原資になっている一般会計負担金を出さないといけないということであれば、民間企業では立ち行かないという現状だと思う。下水道事業は使用料収入で支出を全部賄うというのが原則という話だがそういうことであれば、今は収入が少ないということなので、料金を上げることを考える必要があるのではないか。もし料金を上げるのであれば、しっかり説明のできる料金設定が必要ではないか。

委員:一般会計負担金は、今の長久手市に財政的な余裕があるため、これだけのお金を投入出来ると思うが、一般会計から負担金を出す基準的なものがあれば教えて欲しい。また近隣の市では下水道事業に対してどの程度一般会計から出しているか、全体の規模に対してどの程度出しているか、判断ができる材料が欲しい。

事務局:次回の会議で資料を示したい。2回目3回目の会議で具体的な使用料改定について話し合いをしていきたいと考えている。

委員:一般会計負担金が、この先長久手市の財政が危なくなると、出せなくなっていくと思う。資金が不足しているのであれば、使用料を上げるのが一番いいことだと思うが、市民に理解をしていただくのは難しい。あとは借入金を増やしたり、その他収入を増やすということの3つの方法しか思いつかない。一般会計負担金に頼らないとなると、事業の継続は不可能ではないか。

委員:建設改良費が8億円弱あるが、経営戦略を見るとほとんど処理場で使っている。下水道の供用開始からあまり年数がたっていないので管渠はメンテナンスをしないで大丈夫だと思うが、供用開始から年数が経っている自治体のほとんどが、管渠に建設改良費を使っている。長久手市はそれをいつ開始するのかがわかると、今後の建設改良費の見通しがわかる。今後料金とか整備区域の見直しの話をするときにも重要だと思うので、資料をお願いしたい。

委員:可児市では上下水道の料金を一緒に徴収しているが、長久手市でも、愛知中部水道企業団に下水道の徴収の委託をかけていて、その徴収でも取れな

くて残っているものが債権であり、下水道にかかる使用料だけということでしょうか。

事務局:そのとおりです。

委員:企業団は、徴収をさらに民間に発注しているということか。

事務局:そのとおりで、未収料金の徴収や検針は、企業団が外部に委託を出している。

委員:収入の中で鉄くずを売却した話があったが、それは汚泥から出てくるのか。

事務局:汚泥の中からではなく、浄化センターの大規模改修工事の際に、鉄製の廃材が大量に発生したので売却した。

委員:この年だけ大量に発生したということか。

事務局:そのとおりです。

(2)「未整備区域の方針について」

事務局:「未整備区域の方針について」説明

【質疑発言要旨】

委員:長久手は住みたいまちランキングでこの数年上位です。それはやはり健康的で豊かな街であるためではないか。経済的理由だけで、下水道を整備しないほうが、市も市民も負担が少ないから良いのではないかという考え方に、私は異議がある。街づくりは10年単位で考えていかなければいけないと思う。、下水道が全市的に公平・平等に整備されるのが、環境や衛生面からもあるべき姿ではないか。短期的にこちらのほうが経済的な負担も少ないからこちらでどうでしょうかという提案には賛同しかねる。

委員:今の委員の発言ですが、議論の対象となる地域は市街化調整区域であるが、例えば市街化区域に編入すると下水道を整備する区域になるのか。

事務局:市街化区域になると、下水道を整備することになる。

委員:市街化区域になるまでのつなぎとして、戸数も680戸なので浄化槽のほうが

市の整備費がかかからなくてよいということか。

事務局:市街化区域になることは想定していないので、市街化調整区域のままで試算したものである。

委員:市の考え方として、これから人口を増やしていくのか、どういう運営をしていくのかということが下水道課では答えようがないと思うが、市街化区域に編入するまでのつなぎとしての15年～30年であれば浄化槽でも良いかと思うが、最終的には環境の問題、悪臭等を考えれば下水道にしていくのが良いのではないか。既に市街化区域であるにも関わらず浄化槽を使っている人の割合はどれくらいか。

事務局:現時点で下水道への接続は90%を超えており、浄化槽を使用している人は10%を切っている。

委員:10%ということは10件に1件は未接続ということになる。行政側から下水につなぐてくださという指導はするのか。

事務局:PRや啓発をしている。

委員:下水道への接続は強制できないのか。

事務局:そのとおりです。条例上は供用開始から1年以内に接続する義務はある。

委員:条例により接続してもらえれば、下水道料金を上げなくても収入が1割増えることになる。

事務局:料金収入だけを考慮すると、そうなる。

委員:コストの面からも接続を促す必要があると思う。条例を守って接続してもらるように、市民にも協力してもらわないとうまく運営ができないんじゃないか。

事務局:接続に向けて啓発を根気よく続けていきたい。

会長:長久手市は平均年齢が若くて活発であるが、都市計画マスタープランでは将来的に市街化区域拡大はしないという方針を出していたのではないか。まだ

人口が増える余地があるならば将来的に市街化区域を拡大することになるので、そこには下水道を整備することになると思う。その前提条件には、下水道の整備計画はどうなっているのか。

事務局:今のところ長久手市で市街化区域を増やす計画は聞いていない。市街化調整区域のところは市街化調整区域のままという前提で考えている。

会 長:要するに都市計画マスタープランレベルでも載っていないということですね。20年後ぐらい先を見越した都市計画マスタープランでは、市街化区域を拡大しないということが前提なので、市街化調整区域のところはずっと市街化調整区域だということが前提で、この話になっているということですね。

事務局:そのとおりです。

会 長:次回汚水処理費の収支の計算をするときに、下水道管の維持管理費が、管がいろんな方向に小規模にでも延びていくと、将来的にその維持は当然大変になるが、費用の計算は厳密にやるのか。

事務局:厳密に計算したものはない。維持管理費を、今の供用開始の面積で割り返す、といった概算で出すことは可能です。

会 長:今回の議論は、市役所直轄で公共下水道の整備をしてお金がかかるから何とかしようという話だが、市街化調整区域内の民間開発が下水道管を整備したところは、行政は本管につなげるだけだから一見すると市の持ち出しはない。ところが離れたところで開発が行われ、その下水道が本管に流れてくると、そこへのプレッシャーがかかって管が傷むのであれば、その分の負担はどれくらいかかるのかというのが私の関心で、要するに市街化調整区域の開発はやめたほうがいい。市街化調整区域で人口を増加させるのは、持続可能ではないので、下水道を切り口にしてなるべくそういう開発はやめていけないのか。コンパクトに整備を行うという観点では、市街化調整区域の未整備区域は公共でやったほうがいいかもしれない。市街化調整区域の民間開発地区が点在しているがどれくらい費用負担がかかるのかというのを算出して欲しい。

事務局:その辺りは次回までに検討したい。

委 員:合併浄化槽の排水と、単独浄化槽の排水と公共下水の処理水で、きれいさ

に違いはあるか。具体的に数値で表せるものはあるのか。

事務局:処理能力は、BODの数値で水質を比較することができるが、下水道が一番きれいで、市の下水計画ではBOD15である。合併浄化槽だとBOD20ぐらい。浄化槽の国の基準がBOD20である。特に浄化槽だからと言って水質が極端に悪いということはない。ただ、単独浄化槽の場合はトイレの水しか浄化されず風呂とか台所は直接側溝に流れるので、単独浄化槽のままだと、水質的にはかなり悪いのではないかと考えている。

会 長:今は、単独浄化槽は設置できるのか。合併浄化槽でないといけないのか。

事務局:法律で、新たに浄化槽を設置するときは、単独浄化槽は設置できないことになっている。

委 員:お金の話は試算通りだと思うが、災害時のリスクはどうなのか。長久手は完全に分流ですか。大地震があった時、電気が止まった場合にどちらがリスクが高くなるか。合併浄化槽であったほうが若干被害が和らぐといったことはあるのか。集中豪雨があった時に完全に分流だけで影響はないのか。下水道を整備するかしないかで地形や水の流れを考慮し、整備区域が合理的かどうか、簡単に説明してもらいたい。

事務局:長久手市内は分流式で、雨水と汚水は分かれている。先ほど災害の話があったが、トイレは止められないというのが一番問題である。ただ公共下水だと実際に長久手市内の管渠が断裂や閉塞して使えなくなるかということが問題になる。合併浄化槽であれば一時的に貯留させることは可能で、電気が復旧する1週間以内であれば、家族のトイレだけなので、貯留できるかもしれない。下水道では、管渠が実際に折れてしまって、水が流せないということになると、その管から上流の方はトイレが流せなくなるので、糞便の処理のことを考えるとなかなか悩ましい。ビニールに入れて処理するという方法もあるが冬場にはノロウイルス等が発生することも心配で、その点では浄化槽のほうが強いかなという考えである。

委 員:経済合理性の話は理解できる。ランニングコストを正確に測ることは難しいと思うが、そこを計算に入れた方がわかりやすいのではないか。それを入れると今日の説明以上に費用がかかり、料金が上がるということがわかってくる。そうになると、そこまで下水道に固執しなくてもいいのではないかと感じる。経済合理

性ということから整備区域を見直し、計画の変更をすることに対しては異議はない。ただ経済合理性だけでは測れないところがあるので、上位計画や長久手の街づくり、整合性や環境への配慮が必要である。また最近では下水道は雨水対策でかなり注目されている。この地域が雨水対策が必要であれば、他の対策ができるのかを含めて考えていく必要がある。しかしながら経済効率性を考えると計画の変更には賛成である。モデルケースの単独浄化槽5人槽は、単独浄化槽を合併浄化槽に変えるというものか。

事務局:そのとおりである。単独であれば悪臭がすると聞くので、下水が導入されないということであれば、やはり合併浄化槽への切り替えを促し、環境への負荷を下げていくことが重要と考える。補助金の額については、今後考慮する必要があるが、環境面での優先順位が高いのであれば、他市町の事例として、補助金を増額して切り替えを促進しているところもあるので、研究したい。

委員:市街化調整区域では、新しい建物が建った場合に下水道に接続しなければならないという条例はないのか。

事務局:市街化区域は下水道に接続することが条例で定められているが市街化調整区域では下水道への接続義務はない。

委員:市街化調整区域に下水道を引いた場合はどうか。

事務局:接続義務はありません。

委員:下水道法にはないか。

事務局:下水道法では水洗化についての義務です。

委員:下水が接続されたら3年以内というものではなかったか。

事務局:水洗化するというのは下水道に流すということではあるが、供用開始されてからということ。長久手市では市街化調整区域は接続してから供用開始をかけている。それに対して市街化区域では整備が終わったら速やかに供用開始をしている。

委員:市街化調整区域であっても、下水道がなければ新しい建物を建てる時には、

合併浄化槽にするのか。比較的古い家には単独浄化槽が使われているという考え方でいいのか。

事務局:そういう解釈でよいです。

会 長:それは条例か。

事務局:法律です。

会 長:次回料金のシュミレーションをいくつか出してもらえと思うが、例えば今日見せてもらった収支をベースに料金設定をいくらにするのか、それとも今日の話題にある市街化調整区域の未整備区域を整備するのかもしれないのかを含めて、いくつかシュミレーションを出すのか、どちらになるか。

事務局:市で令和2年度に経営戦略を策定しているので、それに基づいてどれだけ料金を改定していくと、どれだけ収支改善があるのかというものを、未整備区域の方針も含めて、使用料のシュミレーションをお出しできればと考えている。

会 長:どこまで意見集約するのかという話もあるが、情報があつたほうがイメージしやすいと思うし、将来的に維持費がかかるという話もあるので時間的な考えも入れたうえでデータを見せてもらいたい。他は、よいでしょうか。次回までに意見等があれば、事務局に連絡をしてください。

事務局:第2回の委員会は、令和4年の1、2月頃に開催予定です。議題は、未整備区域の整備方針の意見集約及び下水道使用料金の改定についてを予定しています。会議は、これで終了します。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。